

必要書類

- ・領収書の宛名の方が申請する場合は①～⑤の必要書類をご準備ください。
- ・亡くなられた方の住民登録地が特別区外で、申請者の住民登録地で申請する場合は⑨も必要です。
- ・代理申請の場合は①～⑦が必要です。
- ・代理受領の場合は①～④、⑥～⑧が必要です。

① 板橋区区民葬儀助成金交付申請書兼請求書	必要
② 葬儀社が発行した領収書(利用した区民葬儀の種別がわかるもの。コピー可) ※領収書に、利用した区民葬儀の種別が記載されていない場合は、区民葬儀の利用内容が確認できる書類(請求書や立替明細書など)も併せて必要です。 ※区民葬儀メニューのうち霊柩車券のみを利用した場合で、葬儀社が発行した領収書等に霊柩車券の利用記載がない場合は、霊柩車券を利用したことがわかる霊柩車会社発行の領収書も併せて必要です。	
③ 対象となる火葬場が発行した明細書及び領収書(コピー可。宛名が申請者のフルネームのもの)	
④ 申請者の本人確認書類(郵送申請の場合や代理申請の場合はコピー可)	
⑤ 申請者名義の振込金融機関名・口座番号が分かるもの(コピー可。代理受領の場合は不要)	
⑥ 委任状(③の領収書の宛名が申請者と異なる場合や、代理受領の場合は必要)決定通知は委任者へ送付します。	代理申請・代理受領時追加が必要
⑦ 代理人の本人確認書類(郵送申請の場合はコピー可)	
⑧ 代理人名義の金融機関口座番号が分かるもの(コピー可)	代理受領時追加が必要
⑨ 火葬許可証のコピーまたは亡くなられた方の死亡が記載されている住民票の除票	亡くなられた方が23区外の場合に必要

必要書類の注意点

